日本ジオパーク再認定審査の方法・ポイント

日本ジオパーク委員会

1. 再認定審査のポイント

日本ジオパーク委員会は、地質遺産の保全、活用の仕組みと取り組み、前回審査時からのジオパーク活動の進展などについて 4 年に一度、日本ジオパークの再認定審査を行います。前回審査時に指摘された問題点に対応できているか、そしてそれのみに止まらず、地域が考え続けた結果としてジオパークの活動が質・量ともに充実しているかを審査します。そして持続可能な形で運営されてきたか、また活動にともなって明らかになっている問題点についてどのように対処し解決に向けて具体的な努力をしているかについても審査します。

ジオパークの再認定審査は、基本的には、活動の進捗状況を確認し、質の向上のために実施しています。現地調査は、この再認定審査のために実施するものです。最終的には、現地調査の報告と対象地域からの提出書類を総合的に審議し、再認定の可否を決定します。日本ジオパーク委員会では、現地調査を、現地調査員と地域とがより良いジオパークの実践について共に考え、学び合う場としても位置付けています。現地調査員と地域とで現地調査前から十分にコミュニケーションを図り、調査を受ける日本ジオパークでは問題点を隠すことなく活動実績を示し、現地調査員と地域とで、話し合うべきこと、検証すべきこと、現地参加すべき人などを協議、確認したうえで再審査に臨んでください。

2. 審査の方法と注意点

- ・現地調査は、原則的に、日本ジオパーク委員会委員と日本ジオパーク委員会により委嘱された者で構成する 2 名が行います。ただし、前回の審査で条件付き再認定となった日本ジオパークについては、日本ジオパーク委員会委員と日本ジオパーク委員会により委嘱された者で構成する 3 名が行います。
- ・現地調査員は、2人ないし3人で協力し、現地との連絡調整や現地調査報告書作成を行います。
- ・現地調査は限られた日数で行われるため、現地調査員は、プログレスレポートのほか、活動報告、 過去の審査報告書やそれに関わった現地調査員との議論、関連する研究成果などに基づき、審査 項目を検討します。
- ・現地調査は、関係者からのヒアリングや面談、検証が必要なジオサイトや関連施設などの視察を 中心に行います。
- ・各ジオパークは、現地調査員に対して、優れた活動実績を紹介するだけでなく、地域で問題となっている事項等についても、資料を準備し説明を行うようにしてください。
- ・説明、面談には十分な時間をかけ、分刻みのスケジュールは避けてください。
- ・現地調査を担当した日本ジオパーク委員会委員または現地調査員は、現地調査の結果を日本ジオパーク委員会に報告します。日本ジオパーク委員会は、その報告を受け再認定の可否を決定します。
- ・日本ジオパーク委員会が、早急に解決を要する重要な問題点があると判断した場合には、2年後に審査を行う「条件付き再認定」とします。「条件付き再認定」となったジオパークは、審査結果判明後直ちに、2年間での問題点解決のための計画を立て、その解決を図ってください。
- ・条件付き再認定となったジオパークにおける審査は、前回審査時に指摘された問題点の改善状況 の確認に重点を置きつつ、他地域同様の方法で行います。
- ・条件付き再認定後に行われる審査の結果、日本ジオパーク委員会が再認定を否と判断した場合に は、当該地域が有する日本ジオパークの資格が取り消されます。

3. 新型コロナウイルス感染拡大防止と影響下での対応

・2020 年 4 月 20 日付で、新型コロナウイルス感染拡大状況下での審査について、日本ジオパークネットワーク正副理事長から日本ジオパーク委員会委員長への要望を受けました。この要望につ

いて熟慮した上で、以下の通り実施します。

- ・現地調査は、新型コロナウイルス感染防止に十分配慮して実施します。
- ・基本的に現地での調査をできるだけ実施したいので、現地調査は、各地域の実情に合わせて実施 することとし、必要な場合は、現地調査予定時の感染状況と現地の意見を十分に考慮した上で実 施延期も検討します。
- ・遠隔での確認が可能な部分は、現地調査の前後にウェブ会議システム等を活用して実施し、現地での調査時間短縮等の調整を検討します。また、双方向で意見交換できるガイドツアー中継等の方法によって、遠隔でも現地における確認と同等に状況確認が可能と判断できる場合は、全調査を遠隔で実施することもありえます。
- ・一か所に同時に集まる人数を少なくし、密を避けて実施します。
- ・新型コロナウイルスの影響により、計画通りに事業を実施できていない地域が多いという現状を 認識した上で審査を行います。新型コロナウイルス感染拡大とそれに伴う自粛要請の状況下での ガバナンスや活動(対策やインターネットを活用した取組、これまで着手できなかった活動の開 始等を含む)、ポストコロナに向けた計画・展望等について報告してください。それらの活動も審 査の対象として評価します。

4. 提出書類

各ジオパーク事務局は、プログレスレポート(再認定審査報告書)、自己評価表、添付資料の電子版(合計 10MB 未満)をメール等で下記アドレスに 9 月 15 日 17 時</u>までに送付してください。電子版受領の連絡を受けた後、印刷版 2 部を下記事務局に郵送してください。

プログレスレポートには、<u>各項の文章の執筆者名を明記</u>してください。執筆者名は、目次か本文中に示してください。

プログレスレポート、自己評価表は指定の様式を使用してください。

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-5-1 トライエム大手町ビル 7 階 日本ジオパークネットワーク事務局

Tel.03-3219-2990

e-mail: jgn_office@geopark.jp